

別紙

開示しない部分及びその理由

■指導経過記録票（受付番号〇及び〇）

対象箇所	不開示部分	不開示理由
全ての日時の指導経過記録欄	【相談主訴】欄	児童相談所の評価・判断に関する情報又は児童相談所の相談業務の詳細に関する情報であり、開示することにより相談援助の方針が明らかとなり、又は相談者及び関係者との信頼関係が損なわれ、児童相談所の相談業務の遂行に支障が生じるおそれがあり、個人情報保護法第78条第1項第7号により不開示（以下「7号不開示」という。）
令和〇.〇.〇〇:〇の記録	【詳細】欄の一部	7号不開示